

令和4年度オンライン食育講座企画運営業務仕様書

1 目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、自宅で料理をする機会が増加しており、家庭料理を通じた食育推進の取組が求められている。

また、従来の集合型の食育講座では、気軽に外出することができない子育て世代へのアプローチが難しく、自宅での受講などの効果的な取組が必要となっている。

このため、オンライン食育講座を開催し、家庭での食を通じた食育を推進するものである。

2 委託業務名

令和4年度オンライン食育講座企画運営業務

3 委託期間

契約締結の日から令和5年2月28日まで

4 委託業務内容

オンライン食育講座の開催

(1) 対象者

県内在住の子育て世代の者（主に小学生の子供のいる世代）を主な対象者とする。

(2) 内容

ア おうちごはん、バランスの良い食生活や地産地消等をテーマに、自宅で料理をする機会の増加に対応した料理講座やセミナー、産地訪問等、参加者が楽しく学べる企画内容とする。

イ 子育て世代が参加しやすいよう実施方法等を工夫すること。

ウ 受講により、参加者の家庭における調理を促進し、家族で一緒に料理をしたり、食卓を囲んだりする機会を提供するものとなるようにすること。

(3) 研修の方法

ア オンライン食育講座は、「Zoomウェビナー」や「YouTube Live」等を活用したライブ配信や動画配信等を適宜組み合わせて実施する。

イ 最低1回は、双方向型のコミュニケーションを行うことができるライブ配信の講座を実施すること。なお、当日参加できない者が、後日、視聴できるようアーカイブ動画を作成し、公開すること。

ウ 動画を公開する場合は、県が指定する動画サイト（YouTubeを予定）のアカウントで公開すること。

- (4) 実施回数
3回以上
- (5) 講師の選定
 - ア 受注者の提案に基づき、県と協議の上、決定する。
 - イ 県内で活躍する料理人や料理研究家等を中心に、講師候補を提案すること。
- (6) 開催日程
受注者と県が協議の上、契約締結の日から令和5年1月下旬までの間で実施する。
- (7) 参加者募集
 - ア 企画内容を踏まえ、チラシ・ポスター等の紙媒体やSNS等の電子媒体を用いた効果的な参加者募集方法を提案すること。
 - イ 県内の小学校には可能な限り周知すること。
 - ウ 参加者募集に係る広報は、受注者及び県が協力して行うこととする。
- (8) 参加者数
延べ200人程度
- (9) 参加費用
無料とする。
- (10) 参加者の選定
受注者は、申込みや問合せ対応、参加者の選定等、参加者との連絡調整に関する一切の事務を行うこと。
- (11) 参加者に対するアンケート調査
参加者に対して、オンライン食育講座の感想や食育に関するアンケートを実施し、結果を取りまとめること。
アンケートの内容は、県と協議の上、決定する。

5 成果品

- (1) 「4 委託業務内容」に掲げる業務について取りまとめた報告書を紙及び電子媒体（CD-R等）で各1部提出すること。
- (2) 報告書は、委託事業活動を記録するとともに、全体を総括し、考察した内容を記載すること。また、アンケート結果及び参加者に関するデータの分析内容も記載すること。
- (3) 報告書には、次のものを添付すること。
 - ア オンライン食育講座の動画データ
 - イ オンライン食育講座で使用した資料の電子データ
 - ウ 参加者募集に使用した広告やチラシ等の電子データ

6 留意事項

オンライン食育講座の企画運営に当たっては、栄養士や料理研究家等、必要な専門家を招請し実施すること。

7 著作権

- (1) 受注者は、本業務の成果品（以下「成果品」という。）が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一、第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責めにおいて解決するものとする。
- (2) 成果品については、その著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）及び所有権を含めて、全て県に帰属するものとする。
ただし、成果品に含める受注者が従来から権利を有している受注者固有の知識、技術に関する権利等については受注者に留保されるものとし、受注者がこれらを利用し成果品に類似した製品を作成することを妨げない。
- (3) (2)において帰属した権利を保有した成果品（著作物）については、県が県の業務に使用する場合において、受注者の承諾なく自由に使用できるものとする。
- (4) 受注者は、県及び県から正当な権利を取得した第三者に対し、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使できないものとする。

8 その他

- (1) 委託料については、業務に係る全ての経費を含むものとする。
- (2) 業務の実施当たっては、県と十分な連絡調整を行うものとする。
- (3) 業務の実施に際し、県の職員は可能な限り出席することとし、その際の県の職員に係る旅費は、県が負担する。
- (4) 新型コロナウイルス感染症、天災その他、真にやむを得ない原因により、業務の履行が困難となった場合は、発注者と受注者が別途対応を協議することとする。
- (5) 本業務は国の交付金を活用しているため、会計検査院の実地検査等の対象となる場合がある。